

事業主の皆様へ

東日本大震災の復興事業等に従事したことによる 定時決定における特例措置（特例保険者算定）

平成23年度の定時決定において、東日本大震災の復興事業等に従事したため、報酬が一時的に変動（増加した後に減少）した場合の新たな特例措置が、平成23年7月28日に示されました。

対象者となる被保険者がいる場合には、再度、算定基礎届等のお手続きをお願いします。

1. 特例保険者算定の概要

平成23年度の定時決定において、東日本大震災の影響により4月～6月の報酬が他の期間と比較して著しく増加したために、以下のイ)とロ)の間に2等級以上の差が生じ、8月までに減少した場合には、以下のロ)の方法で算定することができるようになりました。

- イ)平成23年4月～6月3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額
- ロ)平成22年7月～平成23年6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額

2. 特例保険者算定の要件

- ①上記1.のイ)とロ)の間に2等級以上の差が生じていること
- ②この差が東日本大震災の復興事業等に従事したため一時的に増加したことにより生じていること(いずれも報酬の支払の基礎となった日数が17日未満の月を除きます。)
- ③さらに平成23年8月までに給与支払額が、従前の支払額の水準(※)まで減少していること

※「従前の支払額の水準」とは、残業手当等の減少により支払が戻った月の報酬月額と、年間平均の報酬月額との差が、標準報酬月額等級区分で1等級以内にとどまっていることをいいます。

なお、この特例保険者算定については、業種や職種、事業所の所在地を問わず、東日本大震災の復興業務等に従事したことにより報酬が一時的に変動した場合が対象となります。

3. 特例保険者算定の手続き

- ①対象となる被保険者の算定基礎届の備考欄に「特例保険者算定」と記載してください。
- ②すでに定時決定されている被保険者の中に対象者がいる場合には、算定基礎届等の再提出が必要となります。
- ③届出にあたっては、次の資料を必ず添付してください。
 - ・(様式1)「年間報酬の平均で算定することの申立書」記載例
 - ・(様式2)「健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」
 - ・報酬が一時的に変動したことがわかる賃金台帳

4. 提出先

事業所の所在地を管轄する年金事務所

5. 提出方法

窓口持参、郵送、電子申請

事業主の皆様へ

東日本大震災の復興事業等に従事したことによる定時決定における特例措置

定時決定において、東日本大震災の復興事業等に従事したため、報酬が一時的に変動（増加した後に減少）した場合の新たな特例措置が、平成23年7月28日に示されましたので、対象者となる被保険者がいる場合には、再度、算定基礎届等のお手続きをお願いします。

特例措置の内容

平成23年度の定時決定において、東日本大震災の影響により4月～6月の報酬が他の期間と比較して著しく増加したために、以下のイ)とロ)の間に2等級以上の差が生じ、8月までに減少した場合には、以下のロ)の方法で算定することができるようになりました。

- イ) 平成23年4月～6月3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額
- ロ) 平成22年7月～平成23年6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額

特例措置の要件

- (1) 上記1. のイ)とロ)の間に2等級以上の差が生じていること
- (2) この差が東日本大震災の復興事業等に従事したため一時的に増加したことにより生じていること（いずれも報酬の支払の基礎となった日数が17日未満の月を除きます。）
- (3) さらに平成23年8月までに給与支払額が、従前の支払額の水準(※)まで減少していること

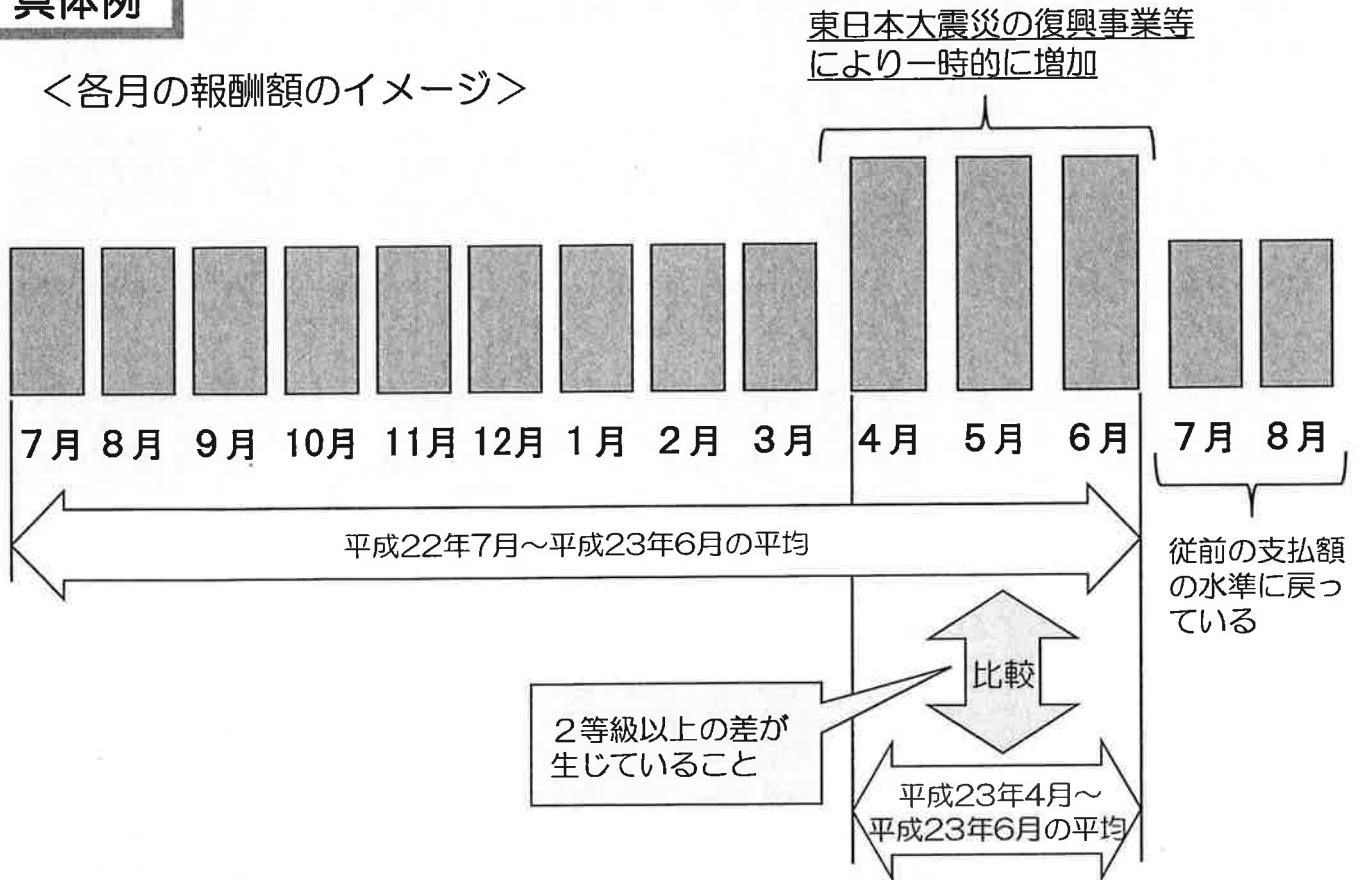
※ 「従前の支払額の水準」とは、残業手当等の減少により支払が戻った月の報酬月額と、年間平均の報酬月額との差が、標準報酬月額等級区分で1等級以内にとどまっていることをいいます。

届出方法

- (1) 対象となる被保険者の算定基礎届の備考欄に「特例保険者算定」と記載してください。
- (2) すでに定時決定されている被保険者の中に対象者がいる場合には、算定基礎届等の再提出が必要となります。
- (3) 届出にあたっては、次の資料を必ず添付してください。
 - 業務の内容と東日本大震災の影響により、平成23年4月～6月の間の報酬が増加した理由を記載した申立書
 - 標準報酬月額の比較及び被保険者の同意書
 - 報酬が一時的に変動したことがわかる賃金台帳

具体例

＜各月の報酬額のイメージ＞



※ 具体例では東日本大震災の影響により、以下の①及び②を満たしている場合に、平成22年7月～平成23年6月までの報酬月額平均額により標準報酬月額を決定します。

- ① 平成23年4月～6月までの報酬月額平均と平成22年7月～平成23年6月までの報酬月額平均との間に、標準報酬月額の等級で2等級以上の差が生じていること
- ② 従前の支払額の水準に戻っている（平成23年7月の報酬月額と平成22年7月～平成23年6月までの報酬月額平均との間が、標準報酬月額の等級で1等級以内の差にとどまっていること）

お問い合わせは、お近くの年金事務所又は被災者専用フリーダイヤルへお願いします。

「被災者専用フリーダイヤル」

 **0120-707-118** 050番号のIP電話からは **03-6700-1131**

期 間：平成23年4月11日～平成23年9月30日

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後5時まで

※ 一般的な年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165でもお受けしています。